

【指導・監査について】

【目次】

- 1 指導・監査の概要について
- 2 指導・監査の強化について
- 3 指導監査業務の根拠法令について

1 指導・監査要綱の概要について

1 指導

(1) 目的

障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保並びに自立支援給付及び障害児通所給付費又は障害児入所給付費の適正化を図り、佐賀県における障害者及び障害者児の福祉の増進に寄与。

《根拠規定》 佐賀県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第11条第2項
児童福祉法第24条の15第1項及び第57条の3の3第4

(2) 指導方針

障害福祉サービス事業者等に対する指導は、指定障害福祉サービス事業等に関する法令等について、周知徹底。

※ 指定基準（人員、設備、運営等）、報酬基準、サービスの取扱い 等

(3) 指導形態

① 集団指導

・ 内 容 一定の場所に集めての講習又は動画の配信等

（※動画の配信等の場合、配信動画の視聴や資料の閲覧状況を確認する）

- ・対 象 事業開始後 1 年以内の障害福祉サービス事業者等、集団指導が適当と認められる障害福祉サービス事業者等及び集団指導を希望する事業者等
- ・時 期 毎年度 5 月から 6 月頃

② 運営指導

- ・内 容 事業所等において、**関係書類の閲覧、設備の確認、職員に対する面談等**を実施
(※施設・設備等の確認については、オンライン等を活用することができる)
- ・対 象 ア《概ね**1年以内**に実施》**事業開始後 1 年以内の就労継続支援 A 型**
イ《概ね**3年に 1 回**実施》**就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、事業開始後 1 年以内の事業者（就労 A 型を除く）**
ウ《**指定有効期限内に 1 回**実施》ア及びイ 以外の事業者
- ・時 期 毎年度 6 月頃から翌年 3 月まで
- ・体 制 原則 2 名以上の指導班で実施
- ・流 れ 事前通知→運営指導→結果通知→改善状況報告

③ 監査への変更

- ・**著しい運営基準違反**が確認され、利用者及び入所者等の**生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある**と判断した場合。
- ・自立支援給付等に係る**費用の請求に誤り**が確認され、その内容が**著しく不正な請求**と認められる場合。

2 監 査

(1) 目 的

障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保並びに自立支援給付及び障害児通所給付費又は障害児入所給付費の適正化を図り、佐賀県における障害者及び障害者児の福祉の増進 に寄与。

《根拠規定》 佐賀県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱
障害者総合支援法第48条、第51条の27及び第66条
児童福祉法第21条の5の22及び第24条の15

(2) 監査方針

障害福祉サービス事業者等の障害福祉サービス等の内容について、行政上の措置（勧告、命令、指定の取消し等）に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採る。

(3) 監査対象の選定基準

下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。

① 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町、相談支援事業所等へ寄せられる苦情

ウ 自立支援給付等の請求データ等の分析から、特異傾向を示す事業者

- ② 運営指導において確認した情報
 - ア 県が確認した指定基準違反等
 - イ 市町が確認した指定基準違反等

(4) 監査後の措置

① 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合に、「勧告、命令等、指定の取消等」を行う

ア 「勧告」

- ・内容 期限を定めて、文書により人員、設備又は運営に関する基準等を遵守すべきことを勧告
- ・対象 基準違反等の事実が確認された障害福祉サービス事業者等
- ・措置 期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表

イ 「命令」

- ・内容 期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命令し、その旨を公示
- ・対象 正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった障害福祉サービス事業者等

ウ 「指定の取消等」

- ・内容 指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止し、その旨を公示

- ・対象 事業者等が処罰等を受けたとき、命令を遵守しなかったとき、人員等が条例に定める基準を満たさないとき、設備及び運営基準に合わず適切な運営ができないとき、給付等に係る費用に不正請求があったとき及び監査に従わなかったとき又は監査で虚偽報告を行ったとき等

② 聴聞等

監査の結果、命令又は指定の取消等の処分に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う

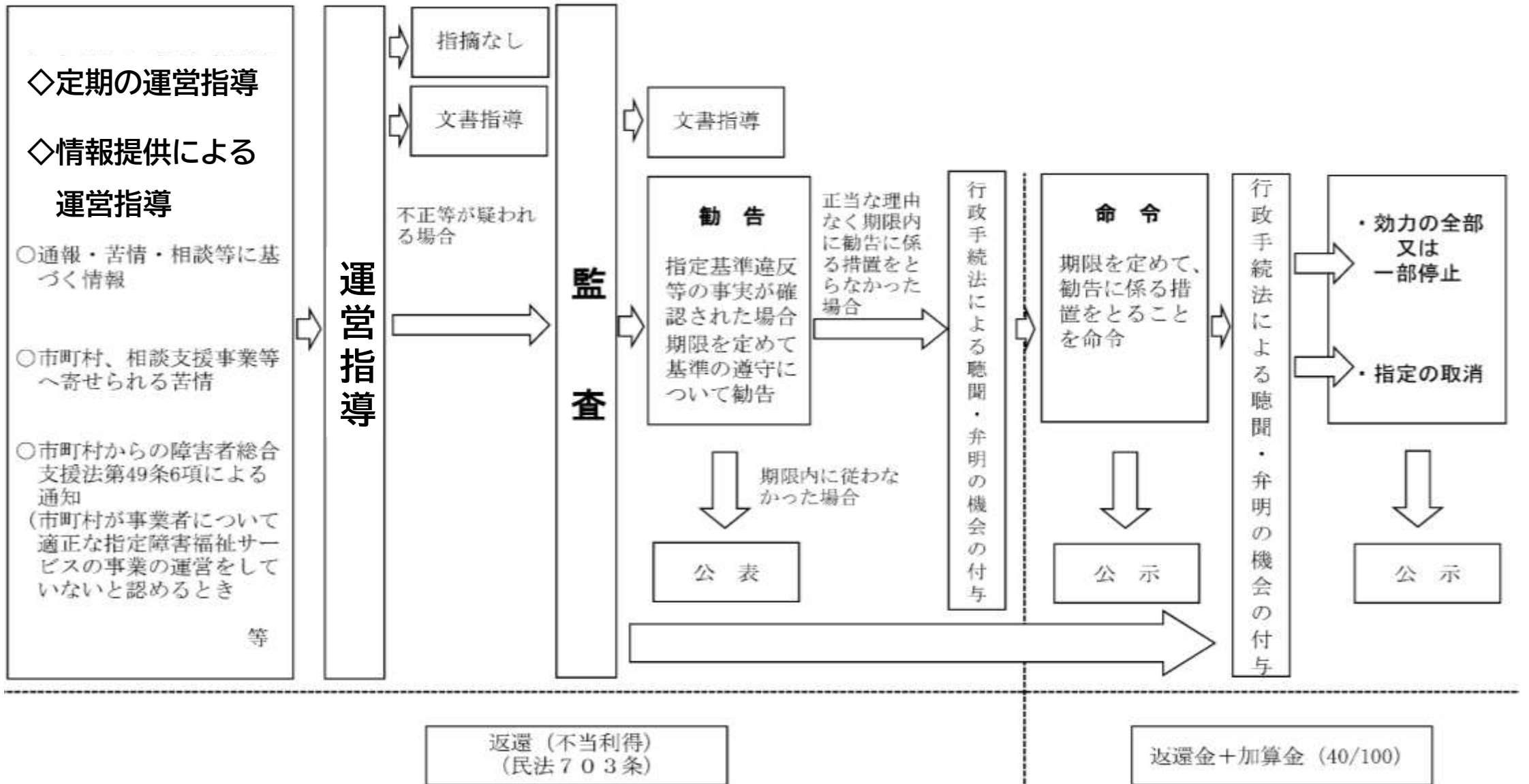
③ 経済上の措置

ア 不正利得の返還

勧告、命令、指定の取消し等を行った場合、自立支援給付等の全部又は一部について、関係する市町に対し、不正利得（返還金）として徴収を行うよう指導

イ **加算金の付加**

命令又は指定の取消等を行った場合、原則として当該障害福祉サービス事業者等に対し、不正利得を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう指導



2 指導・監査の強化について

■令和6年度の報酬改定

○ 障害福祉サービスの減算

1. 虐待防止未実施欠如減算 (次の基準を満たしていない場合) … 所定単位の1%

- ① 虐待防止委員会の定期的開催、委員会結果の従業者への周知徹底
- ② 従業者への虐待防止研修の定期的実施
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 身体拘束廃止未実施減算 (次の基準を満たしていない場合) … 所定単位の1%又は10%

- ① 身体拘束適正化委員会の定期的開催、委員会結果の従業者への周知徹底
- ② 身体拘束適正化指針の整備
- ③ 従業者への身体拘束廃止研修の定期的実施
- ④ 緊急やむを得ない場合に実施する身体拘束必要事項の記録

3. 業務継続計画 (BCP) 未策定減算 (次の基準を満たしていない場合) … 所定単位の1%

- ① 感染症や非常災害発生時における業務継続計画 (BCP) の策定
- ② 業務継続計画 (BCP) に従い必要な措置を講ずる

4. 情報公表未報告減算 (次の基準を満たしていない場合) … 所定単位の5%

- ① 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表

これ以外に、平成30年度から適用されている減算があります。

サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者 (児童発達支援管理責任者) 欠如減算、個別支援計画未作成減算





■全国の最近の行政処分事例

▽令和8年3月 福岡県

(事業の種類) 居宅介護、同行援護、重度訪問介護

(処分の内容) 指定の取消し

(処分の理由) 管理者は、居宅介護計画に基づく適切な指示を行わないなど、従業員に対する基本的な責務を怠っていた。

無資格者によるサービス提供を行い、有資格者名義での虚偽のサービス提供記録を作成し、給付を架空請求した。また、算定要件を満たさない特定事業所加算Ⅱを不正に請求した。(※不正請求期間：令和6年2月以降)

▽令和8年3月 京都市

(事業の種類) 労継続支援B型

(処分の内容) 指定の取消し

(処分の理由) 2度にわたって、サービス管理責任者として必要な実務経験期間を満たしていないにもかかわらず、内容虚偽の実務経験証明書を添付し届出書類の提出を行い、サービス管理責任者として必要な実務経験を満たさない人物をサービス管理責任者として配置し、事業所を運営した。また、その間訓練等給付費を請求し、受領した。

(不正請求額) 47,107,342円



■行政処分されると…

個別支援計画は、すべての利用者に対して交付されなければならない非常に重要な書類であり、障害福祉サービスの根幹を成すものです。

しかしながら、個別支援計画の作成・管理がずさんな上、作成プロセスで不正を行う等の事例が相次いでいます。

もし行政処分されると・・・

- ・ 指定取消しで組織的関与が認められた場合、当該事業者として**処分の日から5年間**、障害福祉サービス事業者の**指定を受けることができません**。
- ・ 行政処分の事実は**公表されます**。
- ・ 不正請求額を返還するだけでなく、当該返還額に**40%の加算金を上乗せした額**を支給決定市町から**請求される**場合があります。また、返還が遅れると事業者の財産を差し押さえられる場合があります。

佐賀県の指導・監査等実績 (R03~R07)

【運営指導】

年度	R03	R04	R05	R06	R07
事業所等数	1,088	1,230	1,269	1,319	1,381
計画事業所等数(A)	394	401	457	450	423
実施事業所等数(B)	372	394	457	450	423
実施率(%)B/A	94	98	100	100	100

(参考) 主な文書指摘事項 [令和7年度]

[利用者処遇関連]

- ・運営の内容を記載した重要事項説明書の内容が運営規程と違う又は、利用者への説明がない。(19%)
- ・身体拘束等の適正化のための指針等の整備や職員等への研修が行われていない。(7%)
- ・個別支援計画の作成手順等が正しく行われていない又は、本人等の同意を得ていない。(5%)
- ・工賃、賃金の支払いが正しく行われていない。(2%)

[施設管理関連]

- ・運営規程の記載内容に漏れがある又は、実態と相違している。(16%)
- ・各種加算の要件を満たす計画等の策定、記録の保管、人員体制等ができていない。(9%)
- ・非常災害対策(防災計画、連携体制、備蓄、従業者への周知等)が不十分である。(5%)
- ・事業所における衛生管理が不十分である。(5%)

【監査】

年度	R03	R04	R05	R06	R07
事業所等件数	14	26	6	0	4

【行政処分】

年 度		R03	R04	R05	R06	R07
事業所等件数		0	6	3	0	0
(内訳) 処分内容	指定取消		5	2		
	全部停止					
	一部停止		1	1		
	命 令					

3 指導監査業務の根拠法令

(運営指導～行政処分)

区分	適用サービス等	適用法令	適用条項	実施者
運営指導	障害福祉サービス 障害者施設 相談支援(一般)	総合支援法	第11条第2項	県
	障害福祉サービス 相談支援(一般・特定)	総合支援法	第10条第1項	市町
	障害児通所支援	児童福祉法	第57条の3の3第4項	県
	障害児入所施設	児童福祉法	第24条の15第1項	県
	障害児通所支援 障害児相談支援	児童福祉法	第57条の3の2第1項	市町
監査	障害福祉サービス	総合支援法	第48条第1項	県・市町
	障害者施設	総合支援法	第48条第3項	県・市町
	相談支援(一般)	総合支援法	第51条の27第1項	県・市町
	相談支援(特定)	総合支援法	第51条の27第2項	市町
	障害児通所支援	児童福祉法	第21条の5の22第1項	県・市町
	障害児入所施設	児童福祉法	第24条の15第1項	県
	障害児相談支援	児童福祉法	第24条の34第1項	市町

区分	適用サービス等	適用法令	適用条項	実施者
勸告	障害福祉サービス	総合支援法	第49条第1項	県
	障害者施設	総合支援法	第49条第2項	県
	相談支援(一般)	総合支援法	第51条の28第1項	県
	相談支援(特定)	総合支援法	第51条の28第2項	市町
	障害児通所支援	児童福祉法	第21条の5の23第1項	県
	障害児入所施設	児童福祉法	第24条の16第1項	県
	障害児相談支援	児童福祉法	第24条の35第1項	市町
公表 〔勧告分〕	障害福祉サービス 障害者施設	総合支援法	第49条第3項	県
	相談支援(一般)	総合支援法	第51条の28第3項	県
	相談支援(特定)	総合支援法	第51条の28第3項	市町
	障害児通所支援	児童福祉法	第21条の5の23第2項	県
	障害児入所施設	児童福祉法	第24条の16第2項	県
	障害児相談支援	児童福祉法	第24条の35第2項	市町

区分	適用サービス等	適用法令	適用条項	実施者
命 令	障害福祉サービス 障害者施設	総合支援法	第49条第4項	県
	相談支援(一般)	総合支援法	第51条の28第4項	県
	相談支援(特定)	総合支援法	第51条の28第4項	市町
	障害児通所支援	児童福祉法	第21条の5の23第3項	県
	障害児入所施設	児童福祉法	第24条の16第3項	県
	障害児相談支援	児童福祉法	第24条の35第3項	市町
公 示 [命令分]	障害福祉サービス 障害者施設	総合支援法	第49条第5項	県
	相談支援(一般)	総合支援法	第51条の28第5項	県
	相談支援(特定)	総合支援法	第51条の28第5項	市町
	障害児通所支援	児童福祉法	第21条の5の23第4項	県
	障害児入所施設	児童福祉法	第24条の16第4項	県
	障害児相談支援	児童福祉法	第24条の35第4項	市町

区分	適用サービス等	適用法令	適用条項	実施者
指定の取消し等	障害福祉サービス	総合支援法	第50条第1項	県
	障害者施設	総合支援法	第50条第3項	県
	相談支援(一般)	総合支援法	第51条の29第1項	県
	相談支援(特定)	総合支援法	第51条の29第2項	市町
	障害児通所支援	児童福祉法	第21条の5の24第1項	県
	障害児入所施設	児童福祉法	第24条の17第1項	県
	障害児相談支援	児童福祉法	第24条の36第1項	市町
公 示 〔指定の取消し等分〕	障害福祉サービス 障害者施設	総合支援法	第51条第4項	県
	相談支援(一般)	総合支援法	第51条の30第1項	県
	相談支援(特定)	総合支援法	第51条の30第2項	市町
	障害児通所支援	児童福祉法	第21条の5の25	県
	障害児入所施設	児童福祉法	第24条の18	県
	障害児相談支援	児童福祉法	第24条の37	市町